福島県総合スポーツ大会所要経費基準要項

１　謝礼金

　（１）会場整理・準備、運営、審判等への謝礼金

　（２）救護員の謝礼金

　　　　全日4,800円、半日2,400円以内とする。（ただし、公立学校の養護教諭は週休日

　　　であっても出張扱いの場合は二重払いとなるため支給しない。）

２　旅費

　（１）会議・現地打合せ等の旅費

　　　　交通費・・・鉄道賃実費、車賃

　　　　宿泊費・・・宿泊を要する場合は、1泊10,670円（消費税込）を限度とする。

　（２）競技役員旅費

　　　　できる限り地元役員を中心として編成するが、旅費を要する競技役員についての

支給金額は大会期間とし、支給は（１）と同額とする。

　（３）生徒引率者を競技役員に依頼する場合は、学校の旅費支給との重複をさける。

３　食糧費

　（１）競技役員・補助員の昼食代は、1日1食756円（消費税込）程度とする。

　（２）プログラム編成等の食事代は、1日1食756円（消費税込）程度とする。

４　消耗品費

　（１）事務用品・・文具・紙代等

　（２）器材等・・・借り上げを原則とするが、借り上げできないもの。

５　印刷製本費

　　プログラム代

６　通信運搬費

　　委嘱状・要項発送などの郵便料、電話料、器材の運搬料等

７　使用料

　（１）会場使用料

　（２）車両使用料・・・1種目1日につき4,000円を原則とする。

８　燃料費

　　灯油代等

|  |
| --- |
| ※**厳守事項**  　　領収証は金額、日付、発行者、内訳等が明確に確認できるもの。また、日付について  　は会議・大会日程と整合性のあるものとする。  　　経費の執行にあたっては、コスト意識の醸成、説明責任を果たせるものとし、効率的  　かつ適正な執行に努めること。 |